

3 研究開発推進政策における議会の役割

三菱総合研究所

【要旨】

連邦議会による立法も多い米国では、上院・下院それぞれに科学技術政策に関する常任委員会が設置され、議会を基盤として科学技術に関する政策が策定されることも少なくない。議員立法を支える充実した議員スタッフ等を抱える一方、ロビイストが科学技術政策にも影響を及ぼしている。英国も上院（貴族院）・下院（庶民院）それぞれに科学技術委員会（Science and Technology Committee）が設置され、行政機構の監視機能を担っている。両院に属する常設機関である議会科学技術室（Parliamentary Office of Science and Technology：POST）が議会に対して中立的助言を行う。フランスも上院（元老院）、下院（国民議会）それぞれに、研究や応用研究・イノベーションに係わる常任委員会が設置されており、科学技術に関わる先端的な課題については両院合同機関である議会科学技術選択評価局（Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques：OPECST）が議会に情報提供を行っている。EUでは欧州議会の常任委員会の一つである産業・研究・エネルギー委員会（Committee on Industry, Research and Energy：ITRE）が科学技術政策を所管しているが、欧州委員会や欧州連合理事会（閣僚理事会）と比べると、欧州議会の科学技術政策への関与は限定的である。

I 主要国の議会活動と科学技術政策

1 米国連邦議会

米国は連邦制の国家であり、連邦政府の権限が及ぶ範囲は憲法で明確になっている。また、連邦においても三権の権力分立の原則から、法案の提出権を有するのは上下両院の議員のみであり、議員は議員スタッフや上院・下院それぞれの法制局の支援を得ながら法案を作成する。また、法案の作成過程で分野ごとに専門知識を有するロビイストが議員に働きかけ、法案作成を支援することがある。このように議員を中心として作成された法案の実質的な審議を行うのが上院、下院それぞれに設けられた委員会である。

このうち、特に科学技術に関連が深いのは上院商業・科学・交通委員会、下院科学・宇宙・技術委員会である。ただし、各委員会には下部組織として小委員会が設置されており、ここに挙げた2委員会の他にも、例えば上院農業・栄養・林業委員会におけるエネルギー・科学・技術小委員会など、科学技術に関連する小委員会がいくつか存在する。

(1) 上院 商業・科学・交通委員会（U.S. Senate：Committee on Commerce, Science & Transportation）

商業・科学・交通委員会は、上院に設置された常任委員会の一つである。委員は13名の民主党議員と12名の共和党議員から成っている（第112議会）。

同委員会には航空管理・安全、通信技術・インターネット、競争力・イノベーション・輸出促進、消費者保護・製品安全・保険、海洋・大気・漁業・沿岸警備、科学・宇宙、輸送・商業海洋インフラ・安全の計7つの小委員会が設置されている。

(2) 下院 科学・宇宙・技術委員会 (U.S. House of Representative : Committee on Science, Space and Technology)

科学・宇宙・技術委員会は、下院に設置された常任委員会の一つである。委員は23名の共和党議員と17名の民主党議員である (第112議会)。

同委員会には、宇宙・航空、エネルギー・環境、研究・科学教育、技術・イノベーション、調査・監視の計5つの小委員会が設置されている。

米国連邦議会は科学技術政策の立案に強い影響を持つとされ、実際に議会主導で国立研究所が設置されたり、新たな研究開発プログラム予算を措置した例も見られる (表 1)。

表 1 米国連邦議会が科学技術政策に影響を与えた例

事例	経緯
National Institute of Biomedical Imaging and Bioengineering (NIBIB、国立生物医学イメージング・生物工学研究所)	Trent Lott上院議員 (共和党、マサチューセッツ州選出) の主導の下、2000年に設立された。National Institutes of Health (NIH、国立衛生研究所) は、他の研究所予算の確保等を理由に設立に反対していたが、これを押し切る形で同研究所は設立された。
National Center for Complementary and Alternative Medicine (NCCAM、国立補完代替医療センター)	NIHに対する監督権を持つ歳出委員会の委員長であるHarkin上院議員 (民主党、アイオワ州選出) の主導の下、1991年に設立された。NIH内には代替医療に懐疑的な研究者が多く同センターに対する強力な反対論があったが、これを押し切る形で設立された。
Advanced Research Projects Agency - Energy (ARPA-E、エネルギー高等研究計画局)	ARPA-Eは、国防総省 (Department of Defence: DOD) 下の国防高等研究計画局 (Defense Advanced Research Project Agency: DARPA) を参考に、エネルギー分野に特化した革新的なプログラムを運営するためエネルギー省 (Department of Energy: DOE) に設置された機関である。ARPA-Eは、全米アカデミーズ (The National Academies) の報告書で提案され、議会がこの構想を含む科学技術に関する諸策をまとめた米国競争力法 (America Creating Opportunities to Meaningfully Promote Excellence in Technology, Education, and Science Act: America COMPETES Act) を成立させ、実現させた。なお、当時のブッシュ政権が発表した「米国競争力イニシアチブ (American Competitiveness Initiative)」には、ARPA-Eへの言及はなかった。

(出典) 財団法人未来工学研究所「『海外政府系研究開発機関における研究開発評価システムに関する調査・分析』調査報告書」平成23年3月, p.44、独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター「米国科学技術動向報告～ARPA-E構想～」平成18年9月, p.3、独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター「科学技術・イノベーション政策動向～米国～ (2007年度版)」平成20年2月, pp.1-6を基に筆者作成。

(3) 議会・議員スタッフ

三権の権力分立や政党の拘束力が弱いことを背景に、米国連邦議会では議員の立法調査および国政調査活動を支援するスタッフが充実している。これらのスタッフは政党のスタッフではなく、上院および下院に設置された法制局に雇用されているスタッフ、各委員会において雇用されている委員会付きのスタッフ、そして議員個人のスタッフがいる。

(i) 議院法制局 (Office of the Legislative Counsel)

各議院に設置された議院法制局は、各院の委員会および議員の依頼により、法案および修正案の起草や委員会報告書の作成について専門的立場から助言を行うが、条文の作成と修正にそ

の任務を限定しており、政策の可否や内容そのものにはタッチしない⁽¹⁾。

議員法制局のスタッフは下院の場合、弁護士40人、他15人である⁽²⁾。

(ii) 委員会スタッフ (Committee Staff)

米国における委員会スタッフ体制は、戦後巨大化した連邦官僚機構に危機感をもった議会がこれに対抗するため、1946年立法府再編法 (Legislative Reorganization Act of 1946, ch. 753, 60 Stat. 812 (1946).) を制定し、連邦議会の改革の一環として委員会スタッフ拡充を進めたことに起因している。ただし、厳しい財政状況を背景に、1995年の議会改革の一環として、下院委員会スタッフは3分の1へと削減が決定された⁽³⁾。

委員会スタッフは公聴会の証人選別、法案修正、報告書作成において委員会事務局として中心的な役割をはたし、情報収集、分析、政策選択を提示して委員に助言する。

委員会スタッフは国の予算によって雇用されるが、委員が多数党と少数党に対峙しているのに対応して、スタッフも多数党および少数党に明確に分けられ採用される。スタッフはそれぞれの政党の政策理念を理解し、その理念に従う政党のスタッフとして雇用されている。

委員会スタッフは、関係行政官庁、研究機関、学会等との間に頻繁な人的交流があり、専門性の水準と社会的地位が高いと言われている⁽⁴⁾。

(iii) 議員スタッフ (秘書)

各秘書の職種や職務内容は、議員が裁量で決定するため事務所によって異なるが、大まかには、①統括秘書、②立法担当秘書、③広報担当秘書、④日程担当秘書、⑤選挙区／陳情担当秘書、⑥総務／庶務担当秘書の6つに分類することができる⁽⁵⁾。

現在、下院議員は、常勤秘書18人まで及び非常勤等秘書4人まで、合計22人までの秘書を雇用することができる (合衆国法典第2編第92条)。2009年現在議員1人当たり約16.9人の秘書を雇用している計算になる。一方、上院議員が雇用することのできる秘書数には制限がなく、2010年現在の秘書の人数は、議員1人当たり約43.5人に上っている。秘書の身分は公務員であり、近親者は採用できない⁽⁶⁾。

(4) その他の立法補佐機能

その他の立法補佐機能としては、米国議会図書館議会調査局 (Congressional Research Service, the Library of Congress: CRS)、会計検査院 (Government Accountability Office: GAO)、議会予算局 (Congressional Budget Office: CBO) がある。

米国議会図書館議会調査局は委員会や議員に対して、主要な政策事項に関する報告書、個別の説明、セミナーやワークショップ、専門家の議会証言、個別の依頼対応を行っている。2010

(1) 藤本一美『現代議会制度論』専修大学出版局, 2008, p.89.

(2) "About Us | Office of the Legislative Counsel, U.S. House of Representatives"
<<http://www.house.gov/legcoun/about.shtml>> [last accessed: 2012/2/20]

(3) 藤本 前掲書, p.89.

(4) 草野厚研究会・Spring '98「誰も知らないアメリカ議会」
<<http://web.sfc.keio.ac.jp/~bobby/klab/hokokusho/congress/congress-main.html>> [last accessed: 2012/2/27]

(5) 桐原康栄「欧米主要国の議員秘書制度【第2版】」『調査と情報』732号
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0732.pdf>> [last accessed: 2012/2/27]

(6) 同上

年のフルタイム換算の人員は675名である⁽⁷⁾。調査部門には資源・科学・産業課 (Resources, Science and Industry Division) が設けられ、約70名が科学技術政策に関する調査・分析を行っており、そのうち3分の1が理学、工学、医学などの博士号取得者である⁽⁸⁾。

会計検査院は行政府ではなく立法府の付属機関として位置付けられており、自ら、あるいは議院や委員会からの要請に基づき、公金の支出に関する調査やプログラム及び活動の評価を行い、連邦議会に報告している⁽⁹⁾。会計検査院の職員数は2011年現在3,134名である⁽¹⁰⁾。なお、後述する技術評価局の廃止後には、会計検査院においてテクノロジーアセスメントが試験的に実施され、過去10年間で6つの報告書が刊行されている⁽¹¹⁾。2011年は「中性子検出器 (Neutron detectors)」と「気候工学 (Climate engineering)」をテーマにテクノロジーアセスメントが行われた。

議会予算局は1974年に議会・支出統制法に基づき設置された機関であり、議会の予算審議に必要な情報を議会に提供している。たとえば2010会計年度に33の研究レポート、月刊の予算レビュー等を提供している。240人を雇用しており、その3分の2以上は経済や公共政策の学位を持っている⁽¹²⁾。

(5) 技術評価局 (Office of Technology Assessment: OTA)

技術評価局は連邦議会の立法補佐機関として、1972年に設置され、議会活動のために必要となる科学技術課題の評価分析を行い、複数の政策オプションを提供するという、「議会テクノロジーアセスメント」の原型を確立した。しかし、1995年、共和党が議会で多数を占める中で技術評価局は経費削減を主眼とする議会改革における党派的争いの渦中に巻き込まれ、廃止された。しかし、後述のフランスの議会科学技術選択評価局をはじめ、その後、欧州各国に誕生した議会TA機関の先駆となった⁽¹³⁾。

(6) ロビイスト

政府の政策に影響を及ぼすことを目的として行う私的な活動はロビー活動と呼ばれる。ロビー活動の対象は議会の議員、政府の構成員、公務員などである。ロビー活動は通常、特定分野の専門知識や人的ネットワークを有する者が従事し、個人は「ロビイスト」、団体の場合は「ロビイスト」または「ロビー団体」と呼ばれる。

政策に対する国民の信頼を維持するため、ロビー活動に対し、活動制約や開示要件などが規定されている。例えば、組織体のために働くロビイストは、1995年連邦ロビイング公開法 (Lobbying Disclosure Act, P.L.104-65, 109 Stat. 691 (1995) .) に基づき、自身の活動を開示する義務が課せられる。さらに、2007年には、正直なリーダーシップおよび開かれた政府法 (Honest Leadership and Open Government Act of 2007, P.L. 110-81, 121 Stat. 735 (2007).) が制定され、この

(7) Daniel P. Mulholland "Annual Report of the Congressional Research Service of the Library of Congress for Fiscal Year 2010", p.25. <<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/RL34454.pdf>> [last accessed: 2012/2/27]

(8) Deborah D. Stine "Science and Technology Policymaking: A Primer", CRS report (RL34454) , p.17. <<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/RL34454.pdf>> [last accessed: 2012/2/24]

(9) 広瀬淳子「会計検査院 (GAO) に関する規定 (抄)」『外国の立法』No.213, 2002.8, pp.26-33.

(10) "GAO at a Glance" <<http://www.gao.gov/about/ggllance.html>> [last accessed: 2012/2/20]

(11) U.S. GAO, "Technology Assessment Products" <http://www.gao.gov/docsearch/featured/technology_assessment_products> [last accessed: 2012/2/24]

(12) "CBO our agency" <<http://www.cbo.gov/about/our-agency>> [last accessed: 2012/2/27]

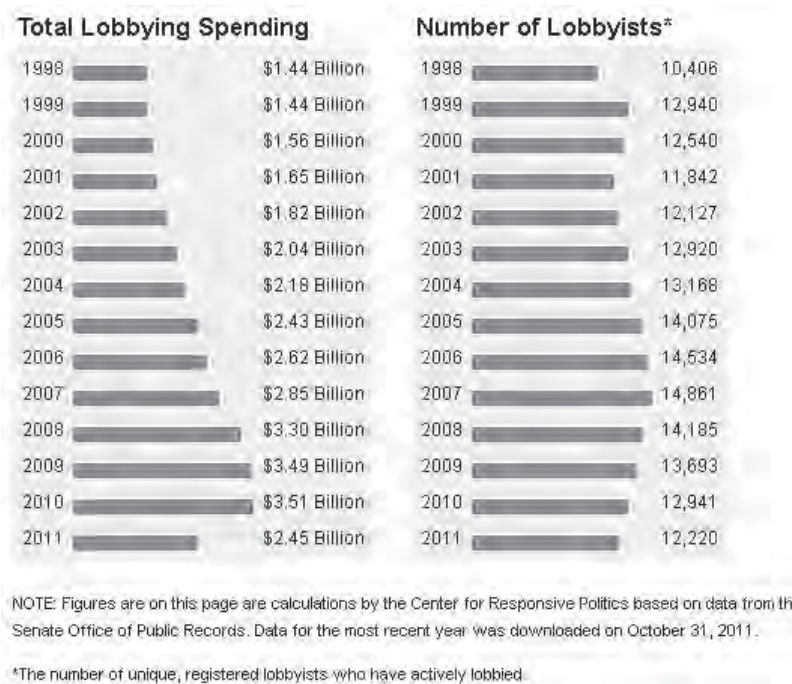
(13) 田中久徳「米国における議会テクノロジーアセスメント」『レファレンス』2007.4.

中のロビー活動の規制強化では、登録活動報告回数の増加（半年に一度から四半期に一度へ）、政治献金の報告、ロビイストへの転職待機期間の延長、ロビー活動従事の制限などの措置を講じた⁽¹⁴⁾、⁽¹⁵⁾。

● 米連邦議会における登録ロビイスト

米国におけるロビイストの数は、上院、下院を合わせて12,000人、年間経費の合計額は2010年には35億ドルを超えた。

図1 米国連邦議会に登録されたロビイストの数と経費の推移



(出典) The Center for Responsive Politics <<http://www.opensecrets.org/>> [last accessed: 2012/02/17]

● 代表的なロビイスト団体（産業、科学技術関連）

業界別のロビイスト数の割合を図2に示す。最も大きな割合は「ビジネス一般」と区分された部門であり、ここには化学関連製造業や流通、飲食、観光業などのサービス業が含まれている。これに次いで医療、金融、エネルギーが並んでいる。

ロビイストのスポンサーは各業界の主要企業である。科学技術と関係が深い業界のロビー活動への支出額が多いスポンサーを表2に示す。

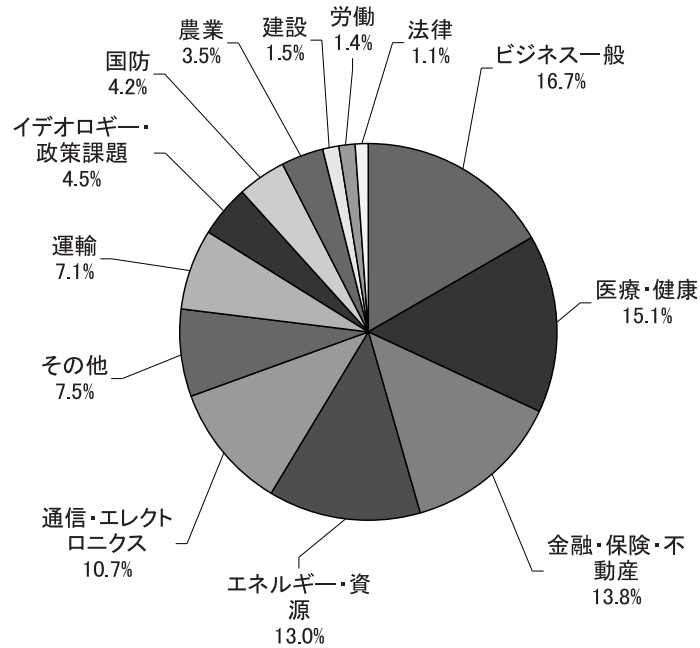
日本の自動車産業にとって、米国は巨大市場であり日本のメーカーのために活動するロビイストの経費も巨大である。上位には、トヨタ自動車、日産、ホンダの各メーカーの名前が見られる。同様にエレクトロニクス分野ではパナソニックが上位にランクされている。なお、医薬品分野の第1位の“Pharmaceutical Research & Manufactures of America”は製薬企業の業界

(14) 齋藤憲司「政治倫理をめぐる各国の動向—アメリカ、英国及びカナダの改革—」『レファレンス』2008.9.

(15) 梅田久枝「【アメリカ】ロビー活動公開法の2007年改正規定に関する訴訟」『外国の立法』2008.4.

団体である。

図2 ロビイスト数の業界別割合（2010年）



(出典) The Center for Responsive Politics<<http://www.opensecrets.org/>> [last accessed: 2012/02/12]を基に筆者作成

表2 各業界におけるロビイストのスポンサー

自動車製造

順位	ロビイストのスポンサー	総額(2010年)
1	General Motors	\$9,570,000
2	Alliance of Automobile Manufacturers	\$5,864,000
3	Ford Motor Co	\$5,600,000
4	Toyota Motor Corp	\$4,150,000
5	National Auto Dealers Assn	\$3,250,000
6	Nissan North America	\$2,640,000
7	Chrysler Group	\$2,543,304
8	Honda Motor Co	\$2,142,999
9	Daimler AG	\$2,020,000
10	Automotive Aftermarket Industry Assn	\$1,348,000

医薬品

順位	ロビイストのスポンサー	総額(2010年)
1	Pharmaceutical Rsrch & Mfrs of America	\$21,740,000
2	Pfizer Inc	\$13,330,000
3	Amgen Inc	\$10,260,000
4	Merck & Co	\$7,612,510
5	Eli Lilly & Co	\$7,460,000
6	Novartis AG	\$6,498,000
7	GlaxoSmithKline	\$6,070,000
8	Abbott Laboratories	\$4,880,000
9	Sanofi-Aventis	\$4,780,000
10	AstraZeneca PLC	\$4,560,000

エレクトロニクス

順位	ロビイストのスポンサー	総額(2010年)
1	Siemens AG	\$5,690,000
2	National Electrical Manufacturers Assn	\$2,310,000
3	Tyco Electronics	\$1,960,000
4	ITT Industries	\$1,510,000
5	Emerson	\$1,314,784
6	Philips Electronics	\$1,060,000
7	QinetiQ North America	\$958,995
8	Panasonic Corp	\$900,000
9	American Science & Engineering Inc	\$440,000
10	Dynavox Technologies	\$300,000

コンピュータ

順位	ロビイストのスポンサー	総額(2010年)
1	Microsoft Corp	\$6,910,000
2	Hewlett-Packard	\$6,845,720
3	Google Inc	\$5,160,000
4	Oracle America	\$4,850,000
5	Entertainment Software Assn	\$4,642,100
6	IBM Corp	\$4,560,000
7	Intel Corp	\$3,684,440
8	Dell Inc	\$2,750,000
9	Information Technology Industry Council	\$2,565,164
10	SAP AG	\$2,498,656

(出典) The Center for Responsive Politics<<http://www.opensecrets.org/>> [last accessed: 2012/02/12]を基に筆者作成

● ロビイストが科学技術政策に影響を与えた例

1980年に可決された合衆国特許商標法修正条項は、政府の補助金によってなされた研究が特許に結びついた場合、従来政府に帰属するとされていた特許権の取得を大学に認めたものであり、提出した2人の議員の名をとり通称「バイ・ドール法」と呼ばれる。この法律により、産学連携に対するインセンティブが増大し、大学から産業界への技術移転が急速に進展したと言われる。この背景には、以前から大学の研究成果の特許化を模索してきた多くの研究大学が1970年代、上記の両議員へのロビー活動を盛んに行い、さまざまな働きかけを行ったことが影響したと言われている⁽¹⁶⁾。

(7) イヤマーク予算を巡る動向

イヤマーク予算についての統一的な定義はないが、議会により「目印 (earmark)」が付されて地域・組織・用途が特定される予算である。米国議会図書館議会調査局 (CRS) の調査から見ると、1994年度に4,155件を数えたイヤマークは、1998年度から急上昇に転じ、2002年度に10,631件、2005年度に16,059件とピークに達し、2008年度でも12,810件の高水準となっていた⁽¹⁷⁾。イヤマーク予算については評価する意見の一方で、特定の議員選挙区への利益誘導型予算として多用され、そのプロセスが不透明であるとの批判がある。米国行政管理予算局によれば、イヤマーク予算は2005年度だけで190億ドルに達し、国防総省だけで過半数を占めていたという⁽¹⁸⁾。

2007年1月、ブッシュ大統領は連邦議会の一般教書演説において、イヤマーク予算プロセスの透明性とアカウントビリティの拡大のため、議会に対して全てのイヤマーク予算の情報開示とイヤマーク予算の半減を求めるなど、包括的な改革を打ち出し、2007年2月には全てのイヤマーク予算が一時凍結された。2007年9月14日には、「正直なリーダーシップ及び開かれた政府法」が制定され、ここにはイヤマーク規制が含まれている。

イヤマーク予算改革は、不必要なイヤマーク予算をカットするものであるが、研究関連では、当該機関が本来行うべき重要な研究にしかるべき予算が執行されるよう軌道修正するものであるとされる。その例のひとつとして、国防総省の2008年の科学技術予算が約20%削減されたことが挙げられる。これは、国防総省のイヤマーク予算に糖尿病の研究など本来国防総省が行うべき研究とは言えないようなプロジェクトが含まれていたことが反映したとされる⁽¹⁹⁾。

近年では、不適切なイヤマーク予算決定プロセスに対する第三者による透明性監視の動きも見られる。例えば、“タックスペイヤー・アゲンスト・イヤマーク”は民主党、共和党のどちらにも与しない組織であり、政府による税金の無駄使いの指摘、納税者の啓蒙・教育を目的とした非営利団体であるが、独自のデータベースを構築し、Webサイト上にイヤマーク予算案件、予算額 (可決額) および当該予算に関与した議員を網羅して公開している⁽²⁰⁾。

(16) 上山隆大『アカデミック・キャピタリズムを超えて』NTT出版、2010年、pp.235-244。

(17) 渡瀬義男「ブッシュII政権下の財政と連邦議会—レーガン政権以降の財政運営比較の試み」『レファレンス』2009.12。

(18) NISTEP「AAAS科学技術政策フォーラム報告」2007の「注2：イヤマーク (紐付き) 予算」及び本文「3.米国が直面する科学技術政策の課題」

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/stfc/stt075j/0706_03_featurearticles/0706fa02/200706_fa02.html> [last accessed 2012/01/19]

(19) 同上

(20) “Earmarks Map” Ending Spending <<http://ending spending.com/earmarks/map/>> [last accessed 2012/01/19]

図3 “タックスペイヤー・アゲinst・イヤマーク”ウェブサイト



(出典) “タックスペイヤー・アゲinst・イヤマーク”ウェブサイト
 <<http://endingspending.com/earmarks/map/>> [last accessed: 2012/02/12]

2 英国

英国の議会は国王、上院（貴族院、The House of Lords）と下院（庶民院、The House of Commons）の三者から構成される。下院は小選挙区制で選出されるが、上院は「貴族院」であり、2012年1月現在は、大多数を占める一代貴族（Life Peers）に加え、聖職貴族（Archbishops and Bishops：大主教および主教）並びに世襲貴族（Hereditary Peers）から構成⁽²¹⁾され、任期および定数がない。なお、一代貴族とは、何らかの分野の功績により、世襲しない爵位を授与された者である。たとえば、後述する科学技術委員会（上院）（Science and Technology Committee (Lords)）の委員長であるクレブス卿⁽²²⁾は、動物学の権威であり、食品基準庁の初代理事長就任（2000－2005年）等の経歴を有する⁽²³⁾。

議院内閣制であり、首相は、下院総選挙によって多数を獲得した党の党首を、国王が任命する例となっている。

(1) 特別委員会

特別委員会（select committees）は、政府の行動から専門的分野まで幅広い事項について調

(21) “Different types of Lords” <<http://www.parliament.uk/about/mps-and-lords/about-lords/lords-types/>> [last accessed: 2012/2/27]

(22) “Science and Technology Select Committee – membership” <<http://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/lords-select/science-and-technology-committee/membership/>> [last accessed: 2012/2/27]

(23) “Lord Krebs,” Jesus College, University of Oxford. <<http://www.jesus.ox.ac.uk/fellows-and-staff/fellows/lord-krebs/>> [last accessed: 2012/2/27]

査を行う委員会であり、上下院にそれぞれ存在する⁽²⁴⁾。なお、議院に提出された法案の委員会審査を行うのは、これとは別の委員会（上院の全院委員会、下院の公法案委員会等）である⁽²⁵⁾。

(i) 英国上院における特別委員会

上院では、特別委員会は、省に対応するのではなく、専門的知見や審議により時間を要するような、大別して4つの対象について審議することとされており、「欧州」、「経済」、「憲法」と並ぶ一つに「科学技術」が挙げられている⁽²⁶⁾。

特別委員会の典型的な活動として、調査報告書の作成がある⁽²⁷⁾。これは具体的には、①委員会において調査事項を決定、②当該調査分野の外部専門家に特別アドバイザを依頼、③場合によって、委員会に対する背景ブリーフィングを実施、④関係者に対し、書面による証拠提出を依頼、⑤公聴会を開催、⑥必要に応じて、実地調査を実施、⑦委員会の審議の後、委員会スタッフが、証拠に基づき、委員長に代わって報告の草稿を作成、⑧委員会において、委員長草稿を検討して合意、⑨院の命により報告書として公表、の各段階を経て実施される。公表された調査報告書に対し、政府は、2か月以内に書面で回答を行っている。

科学技術を審議する科学技術委員会（上院）の責任範囲は幅広く、科学技術の知見が必要とされる公共的な政策（例：フライトによる健康への影響）、技術的な挑戦と機会（例：ゲノム医学）、科学自体に関する政策（公費による研究の優先度）等を含んでいる⁽²⁸⁾。

近年の主な調査テーマには、「ゲノム医療」（調査報告書公表年（以下同様）：2009）、「ナノテクノロジーと食品」（2010）、「放射性廃棄物管理」（2010）、「科学技術研究予算の優先順位」（2010）、「行動変容」（2011）、「公共調達」（2011）、「原子力研究開発の可能性」（2011）、「主席科学顧問官の役割」（2011年7月に証拠提出依頼開始）がある⁽²⁹⁾。「主席科学顧問官の役割」については、近年、科学技術が関係する政策領域の拡大にともない、政府が要求する顧問の増大の妥当性について検証することを目的としている。

● 科学技術委員会（上院）の調査報告書とそれに対する政府の回答の例

2011年11月に同委員会が発表した調査報告書「原子力研究開発の可能性⁽³⁰⁾」において、同委員会は、政府に対し、2050年までおよびそれ以降の原子力エネルギーの役割に関する長期戦略を発表するべきであると提言した。これに対し、政府は、回答文書⁽³¹⁾の中で、この戦略

(24) “Committees”<<http://www.parliament.uk/business/committees/>> [last accessed: 2012/2/27]

(25) 国立国会図書館『主要国の議会制度』2010.3, pp.18-19. なお、下院の省別特別委員会は、公表された法案草案の立法前審査については行っている（奥村牧人「英国下院の省別特別委員会」『レファレンス』2010.11, pp.203-205.）。

(26) 国立国会図書館『科学技術政策の国際的な動向 本編』（調査資料2010-3）, 2010, p.162.

(27) 以下、この段落は次の資料に基づく。House of Lords, “Briefing: Committee Work,” <<http://www.parliament.uk/documents/lords-information-office/lords-briefing-papers/15840HoLBriefing-committees.pdf>> [last accessed: 2012/2/27]

(28) “Science and Technology Committee - role” <<http://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/lords-select/science-and-technology-committee/role/>> [last accessed: 2012/2/21]

(29) “Science and Technology Committee - inquiries” <<http://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/lords-select/science-and-technology-committee/inquiries/>> [last accessed: 2012/2/21]

(30) “Science and Technology Committee - Third Report Nuclear Research and Development Capabilities,” 15 November 2011. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld201012/ldselect/ldsctech/221/22102.htm>> [last accessed: 2012/2/27]

(31) “Government Response to the House of Lords Science and Technology Select Committee Report: Nuclear Research and Development Capabilities”

を2012年の夏に発表すると回答した。また、同文書の中で政府は、同委員会が同調査報告書で提言したように、英国原子力開発ロードマップを作成すること、その作成を補佐するため顧問委員会（Advisory Board）を置くこと等にも合意した。

(ii) 英国下院における特別委員会

下院の特別委員会は各省庁の行政を監視する省別特別委員会である⁽³²⁾。科学技術政策を所管する企業・イノベーション・技能省（Department for Business, Innovation and Skills: BIS）に対応して、企業・イノベーション・技能委員会（Business, Innovation and Skills Committee）が設置されている。しかし、科学技術政策に関する審議が限定的となってしまうこと等を理由に、これとは別の特別委員会として、科学技術委員会（下院）（Science and Technology Committee (Commons)）が設置されている⁽³³⁾。科学技術委員会（下院）は、BISの中で半ば自律して活動する政府科学局（Government Office for Science: Go-Science）に対応しているが、ほかに、他省の科学技術に関する活動も対象とする⁽³⁴⁾。下院の特別委員会においても、調査活動が実施され、調査報告書が作成・公表されており、これに対して政府は回答を行っている⁽³⁵⁾。

(2) 英国議会科学技術室（Parliamentary Office of Science and Technology : POST）

POSTは、議会に対して中立的助言を行うことを目的とする、両院に属する常設機関である⁽³⁶⁾。その任務は、科学技術を基礎とする政策課題について、独立的でバランスのとれた客観的な分析を行い、議会内の情報源として情報を提供することである。主な活動は、①ブリーフィングノート（POSTnote）の作成及び報告書の発行、②委員会への非公式な助言、口頭でのブリーフィング及び分析等の補佐、③市民からの意見収集である。上院図書館・下院図書館も立法補佐機能を果たしているが、これらの図書館が行う調査が直近の政策課題に関するものが多いのに対し、POSTは、より長期的・大局的な観点から調査テーマを選定している。

(3) 議員スタッフ（秘書）

下院議員は独立議会倫理基準委員会が定める後述の秘書雇用手当の範囲内で、秘書（スタッフ）を何人でも雇用することができる⁽³⁷⁾。2010年3月時点の秘書数は、下院全体で2,915人、議員1人当たり約4.5人となっている。秘書の身分は、議員との間の私法上の雇用契約に基づく議員の被用者であり、公務員ではない。議員は秘書雇用のため、年間最大11万5千ポンドの手当（秘書雇用手当）を受け取ることができる⁽³⁸⁾。秘書は統括秘書、（上級）陳情対応秘書、（上級）調査担当秘書、上級・下級秘書の各タイプと対応する手当の額が設定されている。職務はタイプ

<<http://www.parliament.uk/documents/lords-committees/science-technology/NRDC/GovtResponseNuclear.pdf>> [last accessed: 2012/2/27]

(32) 国立国会図書館『主要国の議会制度』国立国会図書館, 2010, p.18.

(33) 国立国会図書館『科学技術政策の国際的な動向 本編』（調査資料2010-3）, 2010, p.161.

(34) “Commons Select Committee: Science and Technology Committee (Commons)”

<<http://www.parliament.uk/business/committees/committees-archive/science-technology/>> [last accessed: 2012/2/27]

(35) 奥村牧人「英国下院の省別特別委員会」『レファレンス』2010.11, pp.200-203.

(36) この文以降、この項目は次の資料に基づく。大磯輝将「諸外国の議会テクノロジーアクセスメントドイツを中心に一」『レファレンス』726号, 2011.7, pp.54-56; 澤田大祐「政治の中の科学技術—イギリスCaSEの事例」国立国会図書館『科学技術政策の国際的な動向 本編』（調査資料2010-3）, 2010, p.111.

(37) ただし近親者は1人までに制限されている。

(38) 桐原 前掲書

毎に異なり、上級調査担当秘書、調査担当秘書は有権者、マスコミ、ロビイスト等からの連絡・照会に対応するとともに、調査・分析を行っている。

(4) ロビイスト

2007年に公表されたHansard Society⁽³⁹⁾の報告書⁽⁴⁰⁾によると、英国には14,000人あまりのロビイストが存在し、その人件費総額は19億ポンドに上るといわれる。英国におけるロビイストは外形上シンクタンクのような組織形態を取っているものが多い。これらには職業政治コンサルタント協会（Association of Professional Political Consultants: APPC）と広報コンサルタント協会（Public Relations Consultants Association: PRCA）の2つの自己規制のための協会が存在する。また個人のロビイストの規制については、広報研究所（Chartered Institute of Public Relations: CIPR）が存在する。

下院行政特別委員会は、ロビイストの法定登録制度が制定されることを推奨している⁽⁴¹⁾が、政府は2007年、利益団体との会合記録の公表範囲の拡大を決定したものの、登録制の導入は否定的であった⁽⁴²⁾。しかし、2012年1月、政治・憲法改革担当大臣はロビイストの法定登録制度の案を公表し意見募集を行うなど⁽⁴³⁾、英国ではロビー活動の透明性の確保への取り組みに前進が見られる。

(5) コンサルテーション

英国では、新たな政策や規制の措置を講じようとする場合、あらかじめ利害関係団体の意見を聞く「コンサルテーション制度（Consultation）」を導入している。このコンサルテーション制度は、議会の機能を補完し政策決定過程の透明性を高めるとともに、利害関係者をはじめ幅広く国民に政策決定過程への参加の機会を与えようとするものである。このコンサルテーション制度は、わが国のパブリックコメント制度（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続き）と制度の趣旨に共通するものがある⁽⁴⁴⁾が、英国の制度においては、議会、議員も意見を求められる対象となっている。コンサルテーション文書は、通常、議会で発表され、議会における議論の中で議員の意見が表明されたり、また、特別委員会の報告に意見が表明されたりする⁽⁴⁵⁾。

英国政府が定めた「コンサルテーションの実施規準（Code of Practice on Consultation⁽⁴⁶⁾）」では、コンサルテーションの開始時期は、提案する政策の修正ができるよう計画の初期段階で行うこと、利害関係団体から検討された回答を得るために、十分余裕を持った時間（最短でも12週間程度）を設定しなければならないことなどが規定されている。

(39) Hansard Societyは英国有数の独立系政治および教育に関する慈善団体。

(40) Philip Parvin "Friend or Foe? Lobbying in British Democracy", Discussion Paper, 2007.

(41) "Lobbying: Access and influence in Whitehall", House of Commons, First Report of Session 2008-09.

(42) Tania Mason, "Government rejects call for lobbying register", Civilsociety.co.uk, 27 Oct 2009.

(43) "Proposals for register of lobbyists", Cabinet Office. <<http://www.cabinetoffice.gov.uk/news/proposals-register-lobbyists>> [last accessed: 2012/2/27]

(44) 農林水産政策情報センター「英国におけるコンサルテーション制度（上）」『AFFPRI report』2002.06.15, p.4.

(45) 明渡将「英国の政治・行政制度と政治的任用者（五）」『自治研究』2005.9, p.104.

(46) 法的拘束力はなく、同基準に署名した行政機関等のみが対象となる（藤原真史「パブリックコメント手続きの10年」『都市問題』2009.12, pp.107-110.）。現行の基準は、2008年改訂のものである。

3 フランス

(1) 議会

フランスは、現在の第五共和制のもとで、大統領に強い権限があるものの議院内閣制の枠組みが取られており、この仕組みは半大統領制と呼ばれている。

フランスの議会は直接選挙によって選出される国民議会（下院）（Assemblée Nationale）と、間接選挙によって選出される元老院（上院）（Sénat）という2つの議会からなる二院制である。両院不一致の場合は政府の要求に基づいて最終決定できるなど下院に優位な権限が与えられている⁽⁴⁷⁾。

2007-2008年の会期における法案の提出数は534件で、そのうち政府提出が98件、議員提出が436件だが、成立数では政府提出が89件、議員提出が14件となっており、成立する法案は政府法案が圧倒的に多い⁽⁴⁸⁾。

審議の中心となるのは委員会である。現行憲法は常任委員会を各院8つに制限し、法案審査は原則として特別委員会で行うと規定しているが、実際にはほとんどの議案が常任委員会で審査される。常任委員会の数が少なく、その所掌範囲が広いことから、通常の委員会では、科学技術政策に関しては、予算や法案等に係る審議に限定されている。

国民議会では、基礎研究を文化・教育委員会（Commission des affaires culturelles et de l'éducation）、応用研究やイノベーションを経済委員会（Commission des affaires économiques）が所管する。また、元老院では、研究を文化・教育・コミュニケーション委員会（Commission de la culture, de l'éducation et de la communication）、経済活動の一部としての研究を経済・持続的発展・国土整備委員会（Commission de l'économie, du développement durable et de l'aménagement du territoire）が所管する。

一方、テクノロジーアセスメントとして、科学技術に関わる先端的な課題については、両院合同の機関として設置されている議会科学技術選択評価局（Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques: OPECST）において調査され、報告書が取り纏められている。

(2) 議会科学技術選択評価局（L'Office parlementaire d'Evaluation des choix scientifiques et technologiques: OPECST）

1 (5) で述べた米国連邦議会の技術評価局（OTA）の活動が示唆するところとなり、1983年7月8日の法律によって議会科学技術選択評価局（OPECST）が設置され、1984年から活動を開始した。

OPECSTは、「議員代表部」という形式で議会に位置づけられた常設機関で、その任務は、「特に、議会の決定に資するため、科学技術上の選択肢についての帰結に関する情報を議会に与えること」とされている⁽⁴⁹⁾。政策決定過程における政府側の科学技術専門家集団の影響力を制限し、権力の均衡を補完しようとする試みである⁽⁵⁰⁾。

(47) 国立国会図書館『科学技術政策の国際的な動向』国立国会図書館、2000。

(48) 国立国会図書館『主要国の議会制度』国立国会図書館、2010、p.52。

(49) Loi no 83-609 du 8 juillet 1983 portant création de la délégation parlementaire dénommée « OFFICE PARLEMENTAIRE D'ÉVALUATION DES CHOIX SCIENTIFIQUES ET TECHNOLOGIQUES »

(50) 福岡英明『現代フランス議会制の研究』信山社、2001、48、pp.101-105。

OPECSTの特徴は、議員が自ら調査を行うことである。OPECSTの組織体制は、上院18名、下院18名、計36名の議員で構成され、局長1名、筆頭副局長1名、副局長6名が選出される⁽⁵¹⁾。議員は政党議席に比例して委員数を配分される。OPECSTは科学および工学分野の24名の専門家から構成される常設の科学審議会に補佐される⁽⁵²⁾。個々の調査は、OPECSTの委員のうち、その件の報告担当者 (rapporteur) に選ばれた者が行う。報告担当者は、文献調査、実地調査、意見聴取、公開ヒアリング等を行う。報告担当者は、軍事及び国家機密に関するものを除き、いかなる文書にもアクセスできる。意見聴取は、科学の専門家のみならず、組合、職業団体、環境保護団体、消費者団体からも行う。報告担当者による調査は、議会職員のほか、必要があれば、議会所属でないワーキンググループが補佐する。特定事項に関する詳細な調査のためにフリーランスの専門家及びコンサルタントを雇用することもできる。調査結果は、直接、立法過程又は予算審議のために用いることができる。

OPECSTがとりあげるテーマは、コミュニケーション、エネルギー、環境、研究、健康と倫理、ハイテクの6分野である。公表された報告書はこれまでで80件を越えている (表3)。

OPECSTの報告書は、実際の科学技術政策の立案へ影響を与えており、例えば、放射性廃棄物管理公社 (Agence Nationale pour la Gestion des Dechets Radioactifs: ANDRA) の廃棄物貯蔵についてOPECSTがフィールドワークを実施して提案した報告書の内容が、1991年の放射性廃棄物管理についての研究に関する法律に盛り込まれている。また、2003年の公衆の電磁波への暴露の低減に関する報告書“mobile telephones and health” (携帯電話と健康) は大きな反響があった。

表3 OPECSTが公表した報告書

分野	報告書数	例
Communication (コミュニケーション)	8	High definition television (高精細テレビ)、New information and communication technologies (新しい情報通信技術)、Information society (情報社会)、Computer-generated images (CG)、High speed telecommunications (高速通信)
Energy (エネルギー)	20	Nuclear installations (原子力施設)、Burying of very high voltage lines (高压電線の地下敷設)、Fuel cell (燃料電池)、Renewable energies (再生可能エネルギー)
The environment (環境)	13	Acid rain (酸性雨)、Chlorofluorocarbons (フロン)、Treatment of industrial and household waste (産業・世帯のごみ)、Water quality (水質)、Antarctica's mineral resources (南極の資源)、Rhine-Rhône link (ライン・ローヌ線)、Forecasting and prevention of natural risks (自然災害の予測と回避)、Impact of nuclear testing (核実験の影響)、Climate change (環境変動)、Environmental charter (環境憲章)
Research (研究)	7	Research policy in Eastern and Central European countries (東欧および中欧の研究政策)、Role of the major infrastructures and synchrotron (主要なインフラとシンクロトロン役割)、Support for research and innovation (研究とイノベーションへの支援)、Patentability of genetic material (遺伝物質の特許性)

(51) この文以降、この段落は次の資料による。Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques. <http://www.assemblee-nationale.fr/qui/xml/organe.asp?id_organe=/13/tribun/xml/xml/organes/273589.xml> [last accessed: 2012/1/18]; Parliamentary Office for Evaluation of Scientific and Technological Options Presentation. <<http://www.senat.fr/opepst/english.html>> [last accessed: 2012/1/18]

(52) OPECST - [Composition] <http://www.senat.fr/opepst/conseil_scientif.html> [last accessed: 2011/12/09]

分野	報告書数	例
Health and ethics (健康と倫理)	17	Life sciences and human rights (生命科学と人権)、Genetic heritage (遺伝資源)、Links between health and environment in children (子供の健康と環境の関係)、Asbestos (アスベスト)、Genetically modified organisms (遺伝子組み換え作物)、Donations and use of human organs and products (ヒトの臓器や生成物の供与や利用)、Cellular therapy (細胞治療)、Cloning (クローン技術)、Effects of heavy metals (重金属の影響)、Impact of nuclear testing (核実験の影響)、Drugs and mental health (ドラッグとメンタル・ヘルス)、Impact of mobile telephones (携帯電話の影響)、Legionnaires' disease (レジオネラ病)、Safety of foodstuffs (食の安全性)、Nanosciences and medical progress (ナノサイエンスと医療技術)
High technologies (ハイテク)	14	Semi-conductors and microelectronics (半導体とマイクロエレクトロニクス)、Biotechnologies (バイオテクノロジー)、Space policy (宇宙政策)、The clean car (クリーン・カー)、Impact of technical innovations on the road network (道路網におけるイノベーションの影響)、Non-foodstuff use of agricultural production (農産物の非食品利用)、Safety of tunnels (トンネルの安全性)、Genetic imprints in the judicial field (司法分野での遺伝子痕跡)、Burying of electricity lines (電線の敷設)、Micro and nanotechnologies (マイクロおよびナノテク)、Personal ID using biometric data (バイオメトリクス情報による個人識別)、Methods of appropriating genetic materials (遺伝物質の充当方法)

(出典) O.P.E.C.S.T. プレゼンテーション資料
 <http://www.senat.fr/opekst/presentation_office_audio_en_fichiers/frame.htm> [last accessed: 2012/02/11]
 を基に筆者作成

(3) 議員スタッフ (秘書)

上下両院議員には秘書雇用手当が支給され、下院議院は5人まで、上院議員はパートタイム雇用も含めて6人までの秘書を雇用することができる⁽⁵³⁾。

(4) ロビイスト

フランスにおいてはロビー活動を規制する法律や登録制度は整備されていなかったが、2009年に整備された。下院のあるブルボン宮に入るためには登録が必要な仕組みとなっている⁽⁵⁴⁾。上院も同様にリュクサンブール宮殿に入るために登録が必要である⁽⁵⁵⁾。

また、フランスの下院議員⁽⁵⁶⁾や上院議員⁽⁵⁷⁾は特定の利益を代表することを禁じられている。

4 EU

(1) 欧州議会の位置づけ

欧州連合 (European Union : EU) は、民主的に選ばれた欧州議会 (European Parliament) の他に、加盟国を代表する閣僚によって構成される欧州連合理事会 (閣僚理事会) (Council of the European Union)、元首・政府首脳から成る欧州理事会 (European Council)、共同体法を提案し実施する権限をもつ欧州委員会 (European Commission)、共同体法が遵守されるように図る欧

(53) 桐原 前掲書

(54) "Représentants d'intérêts à l'Assemblée nationale" <<http://www.assemblee-nationale.fr/representants-interets/>> [last accessed: 2012/2/10]

(55) "Les groupes d'intérêt au Sénat" <http://www.senat.fr/role/groupe_interet.html> [last accessed: 2012/2/10]

(56) "Rules of procedure of the National Assembly" <<http://www.assemblee-nationale.fr/english/8ac.asp>> [last accessed: 2012/2/10]

(57) RÈGLEMENT DU SENAT ET INSTRUCTION GENERALE DU BUREAU Art 5 6.
 <<http://www.senat.fr/reglement/reglement3.html#toc49>> [last accessed: 2012/2/10]

州裁判所、そして、EUの財政管理を監査する会計監査院から構成される。

欧州議会の議員定数は754人で任期は5年である。欧州議会議員は、各加盟国を選挙区とする直接選挙により選出され、各加盟国の人口比に基づき議席が配分される。選挙権は18歳以上のすべてのEU市民に付与されている。科学技術政策は、設置されている20の常任委員会の1つである産業・研究・エネルギー委員会（Committee on Industry, Research and Energy：ITRE）が所管している。しかし、他の委員会においても、科学技術に関連した事項が審議されることがある。

産業・研究・エネルギー委員会の活動は次の五つに区分される⁽⁵⁸⁾。

- Industrial Policy（産業政策）
- Information Society and Telecommunications Policy（情報通信政策）
- Research Policy（研究政策）
- Energy Policy（エネルギー政策）
- Space Policy（宇宙政策）

この中でResearch Policy（研究政策）に関するITREの最も重要な活動は、フレームワークプログラム（Framework Programme for Research and Technological Development：FP）採択であり、2004年7月から2009年5月の間に、FP7（第7次フレームワークプログラム）を含む7つの法案（Legislative dossiers）を採択している。

(2) 科学技術政策の形成における欧州議会の役割

EUの制度上、科学技術政策⁽⁵⁹⁾の立案は欧州委員会⁽⁶⁰⁾が行うこととなっている。またEUの加盟国（Member States）間の意見調整・合意形成は欧州連合理事会が行っている。これに比べて、欧州議会がEUの科学技術政策に関与する局面は以下のように限定的である。

(i) 立法権

欧州議会は、国家の中の議会とは異なり、法案提案権は有さない（欧州委員会が当該の権限を有する）。しかし、欧州委員会に対して法案提出を要請することができる（EC条約第192条）。

欧州委員会の提出した案は、欧州連合理事会と欧州議会との通常決定手続（co-direction）によることとされており、EUの科学技術政策の中心的役割を果たしているFPはこの通常決定手続により採択されている。

(ii) 予算審議権

欧州議会は、欧州理事会とともに年次予算案の審議・修正等を行った上で採択する（その権限の程度は、支出が「義務的」であるか「非義務的」であるかによって異なる）。また会計監査院が作成する年次報告をもとに、欧州委員会に対し決算を承認する。科学技術政策においては、FPのような包括的なプログラムについて予算の上限を決定する際に欧州議会の意向が重視さ

(58) Activity Report 2004-2009

<<http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/200909/20090902ATT60107/20090902ATT60107EN.pdf>> [last accessed: 2012/02/27]参照。

(59) EUにおいて科学技術政策は、“Research and innovation”（研究・技術開発（の政策））として取り扱われている。具体的には、EUウェブサイト<http://europa.eu/pol/rd/index_en.htm> [last accessed: 2012/02/27]参照。

(60) 研究・イノベーション総局や企業・産業総局にて政策骨子が準備される。

れる。

(iii) その他

1) コンサルテーション（意見公募）

欧州議会は、法案決定に至るまでに、公開で意見を求めるコンサルテーション（Public consultation）を実施することができる。

2) アセスメント

欧州議会には、EUの政策に関する科学技術上のインパクトについてのアセスメント（Assessment）を行い、委員会等に対して調査結果や情報等を提供する機関として、科学技術選択肢アセスメント（Science and Technology Options Assessment: STOA）が設置されている⁽⁶¹⁾。例えばフレームワークプログラムの各研究分野、重点研究項目の進捗状況、外部専門家による評価は欧州議会に報告することとなっている。

(61) “European Parliament / Science and Technology Options Assessment “ウェブサイト
<http://www.europarl.europa.eu/stoa/default_en.htm> [last accessed: 2012/02/27]

表4 STOAが最近発表したアセスメントレポート

Date	Title
03/2010	Towards an Intellectual Property Rights Strategy for Innovation in Europe (欧州におけるイノベーション創出のための知的財産戦略)
03/2010	Current policy issues in the governance of the European patent system (欧州の特許システムのガバナンスにおける今日の政策課題)
12/2009	Nanotechnology in the Food Sector (食料分野におけるナノテクノロジー)
11/2009	Assessing the potential of ICT to increase energy efficiency and fight climate change - key technologies and prospects (エネルギー効率向上および気候変動対策に向けた情報通信技術のポテンシャル評価 - 主要技術とその展望)
10/2009	Future Energy Systems in Europe - Stream model (欧州における将来エネルギーシステム - ストリームモデル)
06/2009	Agricultural Technologies for Developing Countries (開発途上国のための農業技術)
05/2009	Human Enhancement (人間強化)
04/2009	Implications of Global Trends in Eating Habits for Climate Change, Health and Natural Resources (気候変動、健康および天然資源に関する食習慣のグローバル傾向の含意)
11/2008	Direct to Consumer Genetic Testing (消費者直結型遺伝学的検査)
12/2008	Animal-based Welfare Monitoring (動物側からの福祉モニタリング)
12/2008	Looking forward in the ICT & Media Industries (情報通信産業およびメディア産業の今後)
12/2008	Extending the pipeline — toward a comprehensive and coordinated EU approach to Poverty Related Diseases (創業パイプラインの延長 - 貧困関連疾患に対するEUの包括的・協調的アプローチ)
11/2008	Naturally occurring and health compromising substances in plant-derived foods: Do we have a problem? (植物由来食物における自然発生・健康有害物質：私達は問題を持っているか?)
10/2008	The Future of European long-distance transport - Scenario report (欧州の長距離輸送の将来像 - シナリオ報告)
10/2008	The Future of European long-distance transport (欧州の長距離輸送の将来像)
01/2008	Interactions between new technologies and the job market, flexicurity and training/vocational training (新技術と労働市場、雇用の柔軟性および訓練/職業訓練のインタラクション)
01/2008	Assessment of the Safety of Tunnels (トンネルの安全性評価)

(出典) “European Parliament / Science and Technology Options Assessment / Publications / Final studies”ウェブサイト
<http://www.europarl.europa.eu/stoa/default_en.htm> [last accessed: 2012/02/27]を基に筆者作成

Ⅱ まとめ

科学技術や研究開発とその政策に関して、議会での議員の活動は、法案の作成や審査にとどまらない。たとえば、英国では、特別委員会で調査報告書を作成し、政府への提言を行っている。フランスのOPECSTでは、議員自ら調査活動を実施している。これらの調査の過程には、関係者の意見を聴取することが含まれている。

議員による法案の作成・審査や調査の活動は、活動を補佐する機関のスタッフや外部専門家等が支えている。科学技術の専門性に鑑み、補佐や情報提供のために特別な機関が設けられている場合も少なくない。

また、米国では、議員の行動に影響を与えることを目的としたロビー活動が顕著であり、議会によって地域・組織・用途が特定される予算も存在するが、それらの弊害を防ぐため、透明性の確保の仕組みの整備が図られてきている。

議会制度は国によって異なるが、科学技術のような専門性の高い分野について議会がその役割を果たすため、補佐や情報提供、幅広い意見の聴取のあり方、透明性の確保について考えることは、我が国にとっても示唆するところが少なくないと考えられる。